

令和 7 年度 工場廃材等（舞洲工場） 売払（その 2）仕様書

大阪広域環境施設組合

1. 売払物品

品 名	数 量	物 件 所 在 地
廃材 (登録のない車両を含む)	一式	大阪市此花区北港白津 1－2－4 8 大阪広域環境施設組合 舞洲工場

廃材（登録のない車両を含む）の概要は以下のとおり

品名	現状及び型式等
廃材 (登録のない車両を含む)	廃材（2 か所）
	製造会社：愛知車輛株式会社 型式：SV060 仕様：02 製造番号：318707 製造年月：平成3年3月 高所作業車
	製造会社：株式会社ミヨシ 型式：WT－100 製造番号：000801 製造年月：平成12年3月 昇降台車
	クレーンバケット補助装置（車両）

2. 注意事項

- (1) 入札参加を希望する者は必ず現場で現物を熟覧のうえ、申込金額を見積もること。
(金属以外も含む)
- (2) 本売払に関しては、大阪広域環境施設組合契約規則その他関係法令を守り、本仕様書記載事項を確認のうえ申込書を提出すること。
- (3) 本契約は、一式の見積に基づく定額契約とし、契約後においては事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。なお、引取り及び廃車両解体等に係る一切の経費は買受人の負担とする。
- (4) 引取期限は、令和8年1月11日(日)までとし、期限内に必ず引取りを完了すること。
なお、期限までに引取りを完了しない時は、大阪広域環境施設組合契約規則第53条を適用し延滞違約金を徴収する。また、引取り期限が経過した後は、本組合の都合により搬出路の閉鎖などによって搬出不可能となる場合もあるので、引取り期限を遵守すること。注) 引取日は、日曜日のみとする。
- (5) 引取りに際しては、物品引取時間等について事前に本組合担当者と詳細な打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (6) 本売払契約後の物品の保管については、買受人の責任とし、その物品について災害、盗難などによる事故が発生しても、本組合はその責任を一切負わないものとする。
- (7) 本売払契約後、物品保管場所及び搬送中に発生した人身事故等については、買受人の責任とする。
- (8) 現地で解体する際は、本組合担当者の承認を受けること。
- (9) 売払物品を不法投棄又は不法焼却しないこと。
- (10) 本仕様書に記載のない事項については、本組合の解釈による。